



2025年5月9日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 八 十 二 銀 行
代表者名 取 締 役 頭 取 松 下 正 樹
(コード番号 8359 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員企画部長 木 村 岳 彦
(TEL. 026-227-1182)

株主提案に対する当行取締役会の意見に関するお知らせ

株式会社八十二銀行（取締役頭取：松下 正樹、以下「当行」といいます。）は、当行株主である LIM Japan Event Master Fund から、2025年6月20日開催予定の当行第142期定時株主総会の議案について株主提案を行う旨の書面（以下「本株主提案書」といいます。）を2025年4月10日に受領し、本日開催の取締役会において、本株主提案書による株主提案（以下「本株主提案」といいます。）について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名： LIM Japan Event Master Fund（所在地：ケイマン諸島）
保有議決権数：300個（総議決権数の0.0065%）

2. 本株主提案の内容

第1 株主総会の目的である事項（提案する議題）

- 1 定款一部変更（株主が運営するファンドへの投資の開示）の件
- 2 定款一部変更（政策保有株式の目的の検証と結果及び純投資目的変更に関する開示）の件
- 3 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件
- 4 剰余金の処分の件
- 5 自己株式の取得の件

第2 議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載したものであります。

3. 本株主提案に対する当行取締役会の意見

（1）定款一部変更（株主が運営するファンドへの投資の開示）の件

ア. 当行取締役会の意見

当行取締役会としては、本議案に反対します。

イ. 反対の理由

当行の純投資部門である金融市場部証券投資グループは、ヘッジファンドマネジャー発掘業務の中で証券会社から複数のヘッジファンドの紹介を受けております。その中で2024年7月、LIM Advisors Limited が運用を受託しているファンド（以下、「当該ファンド」といいます）を含む複数のファンドの紹介を受け、あくまで検討の前段階として、同証券会社に対して紹介を受けた各ファンドの概要資料の取得を依頼したことから、LIM Advisors Limited に対しても同証券会社経由で照

会が行われることとなりました。仮にその後の検討段階に進んだ場合には、当行内の確認手続に従い、当該ファンドに関する検討は当然に中止されたと考えます。

したがって、証券会社を通じた照会当時、当行として投資以外の目的で当該ファンドに対する情報収集を行う意図がなかったことはもちろん、投資を具体的に検討する段階にもなく、当然、提案株主に対する利益供与を意図して照会したものではありませんでした。

なお、当行は、2024年10月、LIM Advisors Limitedから提案の理由に記載されている質問状を受領し、同月中に上記と同趣旨の回答を行いました。その後、同社からの再度の照会はありませんでした。

上記のとおり、当行に違法行為はなく、またそのおそれもなかったことは明らかでしたが、当行は顧問弁護士にも相談し同様の意見を得ております。また、コンプライアンス上の無用の疑義を生じることがないよう、十分な体制を構築していることから、本議案の内容にあるコーポレートガバナンスに関する報告書における開示をする必要はなく、本議案の内容を定款に定める必要はないと考えております。

以上の理由により、当行取締役会は本議案に反対いたします。

(2) 定款一部変更（政策保有株式の目的の検証と結果及び純投資目的変更に関する開示）の件

ア. 当行取締役会の意見

当行取締役会としては、本議案に反対します。

イ. 反対の理由

当行は、政策保有株式について投資先との十分な対話を経たうえで縮減を進めることを基本方針としております。ただし、当行が政策投資による関係強化を通じて投資先の経営課題解決・企業価値向上を図ることで地域経済の成長に繋がる場合、あるいは業務提携などの経営戦略上の観点から保有の合理性が認められる場合には限定的に保有することとしております。

また、基準日時点で保有している全銘柄については、銘柄毎に投資先から得られる便益やリスクが資本コスト等を考慮した指標に見合っているかという観点で保有の合理性を検証しております。

取締役会は、保有の合理性について毎年個別銘柄毎にこれを検証しており、適切な方法で検証の内容を開示しております。

保有目的を政策保有から純投資に変更する株式については、発行会社の意向により売買やその時期が制限されていないなど、当行が自由に取引できる株式のみとしています。加えて、純投資移行後の所管部署は純投資専門部署に変更し、適切な議決権行使などを定めたガイドラインに沿った運用を行い、資本コストを上回るリターン（売却益・配当金）を目指す旨開示し、運用しております。

そもそも、本議案が内容とする政策保有株式の保有目的の検証と結果及び純投資目的変更に関する開示については、会社の組織・運営の基本的事項を定める根本規範である定款の規定にはなじまないものであるうえ、上記のとおり適切に検証・開示を行うことを基本方針としていることに照らしても、本議案の内容を定款に定める必要もないと考えております。

以上の理由により、当行取締役会は本議案に反対いたします。

(3) 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

ア. 当行取締役会の意見

当行取締役会としては、本議案に反対します。

イ. 反対の理由

当行の取締役の報酬は、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めて経営を行うためのインセンティブとなる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針としております。

また、社外取締役が過半数を占め、かつ、社外取締役が委員長を務める「選任・報酬委員会」が、取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に対し助言・提言を行う体制としており

ます。

このように決定された取締役の各年度の報酬等については、有価証券報告書において、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数を適正に開示しております。

本議案は、取締役の報酬について個別に報酬額を開示する旨の規定を定款に新設することを求めるものですが、そのような規定はそもそも会社の組織・運営の基本的事項を定める根本規範である定款の規定にはなじまないものです。さらに、当行は、上記のとおり取締役の報酬等の決定方針および支給実績等を開示しております。取締役の個人別の報酬額は開示しておりませんが、コーポレートガバナンスの重要事項の1つとして認識し、社外取締役が過半数を占める「選任・報酬委員会」からの答申を踏まえて取締役会が決定することで、透明性と客観性を確保しておりますので、本議案の内容を定款に定める必要もないと考えております。

以上の理由により、当行取締役会は、本議案に反対いたします。

(4) 剰余金の処分の件

ア. 当行取締役会の意見

当行取締役会としては、本議案に反対します。

イ. 反対の理由

当行は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要課題の1つとして認識しており、1株当たりの配当の下限を5円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針とし、株主還元の充実を進めております。

具体的には、「中期経営目標」における配当目標を「1株あたりの年間配当目標額20円以上(2023年度から2025年度まで毎年度)」としております。この目標にしたがい、昨年度は24円(中間10円+期末14円)、今年度は42円(中間13円+期末29円)、来年度予想は年間50円(記念配当含)と、着実に増配を行い業界内でも高い配当水準と考えております。

他方で、当行は、地域金融機関として持続的に企業価値を向上させていくためには、株主の皆さまへの利益還元の充実に加え、成長投資や健全性の確保といったことをバランスよく実現することが重要であると考えております。地域企業への積極的な支援を中心とした成長投資を進めながら、いかなる状況においても地域企業の支援が可能となる健全性を維持するという観点においては、現状の当行の配当方針に基づく施策を進めることが最適だと考えております。

本議案にかかる剰余金の配当を実施することは、上記のような地域金融機関としての当行の存在意義を踏まえると、短期的な視点に基づくものと考えざるを得ず、当行の中長期的な企業価値の向上には繋がらないものと判断いたしました。

以上の理由により、当行取締役会は、本議案に反対いたします。

(5) 自己株式の取得の件

ア. 当行取締役会の意見

当行取締役会としては、本議案に反対します。

イ. 反対の理由

当行は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要課題の1つとして認識しており、1株当たりの配当の下限を5円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針とし、株主還元の充実を進めております。

当行は、地域金融機関が持続的に企業価値を向上させていくためには、株主還元の充実に加え、成長投資や健全性の確保といったことをバランスよく実現することが重要であると考えております。したがって、自己株式の取得については、地域企業への積極的な支援を中心とした成長投資を進めながら、いかなる状況においても地域企業の支援が可能となる健全性を維持するという観点も踏まえつつ、当行の財務状況や事業計画のほか、株式の取引状況や株価等を踏まえ時期や金額について機動的かつ柔軟に検討したうえで実施することを重視しております。この考え方にに基づき、直近では、2023年度に約100億円、2024年度に約205億円の自己株式を取得し、2025年度につきまし

ても 100 億円の自己株式の取得を計画し、公表しております。

当行は、上記記載の方針や考え方にに基づき今後も適時適切に自己株式の取得を実施したいと考えておりますが、本議案にかかる自己株式の取得はこうした方針や考え方を考慮しておらず、また、財務的な制約等が生じかねないことから、適当ではないと判断いたしました。

以上の理由により、当行取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

(別紙) 本株主提案の内容

提案株主から提出された本株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

1 定款一部変更（株主が運営するファンドへの投資の開示）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第 7 章 株主が運営するファンドへの投資</u> <u>(株主が運営するファンドへの投資の開示)</u> <u>第 46 条 当銀行が、当銀行の株主が運営するフ</u> <u>ァンドに対して投資を行った場合は、当銀行が東</u> <u>京証券取引所に提出するコーポレートガバナンス</u> <u>に関する報告書で当該株主の名称、当該ファンド</u> <u>の名称及び投資金額を開示する。</u>

(2) 提案の理由

当社の金融市場部証券投資グループは、2024 年 7 月、2024 年 6 月 21 日開催の当社第 141 期定時株主総会において株主提案を行った提案株主に「関心を持っている」旨を、提案株主の運用を受託している LIM Advisors Limited に対して、証券会社経由で連絡した。これに対して、提案株主のファンド顧客の利益を守る義務のある LIM Advisors Limited としては、利益相反となり得る当社からの投資を受け入れることはできないため、投資受け入れを前提とした資料提供とコミュニケーションを断った。

金融機関である当社であれば、利益相反の問題に配慮するのは当然である。上記の経緯に照らせば、当社による提案株主への投資は、提案株主による当社の株主としての権利行使に関して、当社経営陣の意向を汲んだ行動を求めるものとも解し得るものであり、株主に対する利益供与(会社法 120 条 1 項)に該当するとの疑念を招きかねない。

仮に、当社経営陣が自らの保身のために提案株主への投資という方策を検討している、又は、当社株主として権利行使した提案株主に対する情報収集を目的として投資することを装っているのであれば、上場会社の経営陣として、当社株主に対する受託者責任に反し、「上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべき」とするコーポレートガバナンス・コードの原則 4-5 の趣旨を理解していないと指摘せざるを得ない。

上場企業ひいては金融市場に身を置くプロフェッショナルとして、上記の問題点とリスクは、自明の論点である。1995 年創業の LIM Advisors Limited は、これまで数百社の日本企業に投資してきたが、株主としてエンゲージメントした上場企業からファンドへの投資、さらには、投資を前提とした資料請求やコミュニケーションをもちかけられたことは皆無である。

当社金融市場部証券投資グループによる申し入れは、当社のコーポレートガバナンス上の問題だけでなく、コンプライアンス意識の低さも露呈したと考えざるを得ない。同グループが当社運用部門の屋台骨を担っていることから鑑みても、当社の企業価値毀損リスクとなる。

LIM Advisors Limited は当社に質問状を送ったが、当社は、①誰の発案で当社株主ファンド照会の申し入れが決まったのか、②コーポレート部門は関与しているのか、③コンプライアンス部門のチェックを受けた上での行為だったのか、④金融市場部証券投資グループの RESTRICTED LIST（投資禁止リスト）に提案株主のファンドは入っていなかったのか、⑤そもそも、同グループに

RESTRICTED LIST は存在するのか、⑥当社の株主となった提案株主との利益相反を避けるべく、RESTRICTED LIST の有無を含めて、当社はどのような社内制度を以て同グループを監督しているのか—のいずれも明らかにしなかった。

当社経営陣は、株主との利益相反に無頓着であると言わざるを得ない。したがって、当社の株主が運営するファンドへの投資の開示を求めることによって、当社が瀕する可能性のある利益相反とコンプライアンスのリスクを軽減することが提案の趣旨である。

2 定款一部変更（政策保有株式の目的の検証と結果及び純投投資目的変更に関する開示）の件

（1）議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（新 設）	<u>第 8 章 政策保有株式</u> <u>（政策保有株式の目的の検証と結果の開示）</u> <u>第 47 条 当銀行は、取締役会で、当銀行が保有する個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。</u> <u>2. 当銀行は、取引関係の維持・強化等の政策保有株式の保有目的が政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年 1 回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、当銀行が政策保有株式を売却すると、政策保有株式の保有目的が果たされなくなるか否か及びその理由の聴取を行う。</u> <u>3. 当銀行は、第 1 項に基づく取締役会での検証結果（当銀行が、保有する政策保有株式の発行会社毎に当該発行会社から得られる便益やリスクが資本コスト等を考慮した指標に見合っているかという観点で保有の合理性を検証した場合における、当該指標の具体的な数値及びその算出過程を含むが、これに限らない。）及び第 2 項に基づく発行会社への聴取に対する回答の内容を、発行会社毎に、当銀行が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。</u> <u>4. 当銀行は、政策保有株式の保有目的を純投資目的に変更した場合、目指すリターンの基準とする資本コストの具体的な数値及びその算出過程を銘柄毎に当銀行が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。</u>

（2）提案の理由

当社の株価純資産倍率（PBR）は 2006 年以來の 1 倍割れが続いており、直近で 0.4 倍程度に過ぎな

い。事業のリスク・リターンに見合わない過剰資本に直結している、政策保有株式の肥大を看過した経営判断が、当社株式に対する市場の低い評価につながったと言わざるを得ない。当社は市場性のある証券を取り扱う金融機関であり、政策保有株式の含み益を自己資本に算入する国際統一基準行であるが、政策保有株式の削減方針に関しては、「2030年3月までに純資産対比20%未満」というスピード感に欠ける時間軸の目標を掲げている。当社が保有する政策保有株式に関しては、2024年11月の第54回インフォメーションミーティングの開示資料43頁の「ROE改善に向けた取組み～政策保有に関する方針と削減方法～」において、「基準日時点で保有している全銘柄については、銘柄毎に投資先から得られる便益やリスクが資本コスト等を考慮した指標に見合っているかという観点で保有の合理性を検証しています」「取締役会は、保有の合理性について毎年個別銘柄毎にこれを検証し、適切な方法で検証の内容を開示します」とあるが、個別銘柄ごとに開示されるのか、どのように具体的な「指標」が開示されるのか、どのような開示手法なのか、が不明である。

実際のところ、第141期（2023年4月1日～2024年3月31日）有価証券報告書によれば、当社は2024年3月末時点で約6386億円もの上場株式の政策保有株式を保有し、これは当社株の直近時価総額の約150%にも達する異常値である。このまま時価総額に対して不釣り合いに大きい政策保有株式を放置したままでは、株主資本コストに株主資本利益率(ROE)が劣後する非効率的な資本配分を是正できない。

景気変動と政策保有株式の含み益は正の相関があるという「プロシクリカリティ」の観点から、政策保有株式は「質の悪い」自己資本と言わざるを得ない。リスクやボラティリティが他の運用対象に比べて高い金融資産であるにもかかわらず、当社はプロの機関投資家のように政策保有株式のフェア・バリュー（真正価値）を算定しているわけではない。大手の損害保険会社による企業向け保険の価格調整問題で明らかになったように、政策保有株式の持ち合いを通じた企業とのもたれ合いは、不正行為の温床となる可能性もある。政策保有株式の保有割合など融資契約の条件以外の要素が、顧客獲得競争に影響を与えるリスクをも内包している。

2023年9月の日本経済新聞電子版に掲載された「八十二銀行の松下頭取、投資家の政策株縮減要求に異論」なるインタビュー記事において、「含み益は長年にわたって企業を育ててきた証しだ」と松下正樹頭取は説明するが、当社が保有する政策保有株式の時価で最高額となっている信越化学工業株式会社と当社はほとんど取引関係にない。同記事では、「一度に売ってしまったら(さらなる)値上がり益をとるチャンスを逸する。思い切った施策を打つには自己資本の厚みがあることが大事だ。(手放す際に出資先などへ)説明が必要だとしても、すぐに換金できる政策保有株を持つことは武器となる」とも松下頭取は述べているが、そもそも、当社は政策保有株式のフェア・バリューを計算しているとは推測できず、プロシクリカリティの概念も欠けている。

また、2024年11月の第54回インフォメーションミーティングの開示資料43頁の「ROE改善に向けた取組み～政策保有に関する方針と削減方法～」において、「(政策保有株式の)削減に際しては、売却について双方一任を原則とする合意が得られた政策保有株式を純投資目的に変更し、所管部署についても純投資専門部署に変更します」としており、当社は純投資に振り替えることで政策保有株式の削減を見かけ上進める可能性が出てきた。しかし、株主が当社に投資するのは、株主が自分では直接投資できない地域経済への金融仲介価値に期待しているのであって、日本株運用を当社に委託しているわけでない少数株主の立場を軽んじている。

第141期有価証券報告書では、政策保有株式に該当する「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」の「上場株式にかかる保有の合理性については、当行の資本コストに基づくリスク・リターン指標(RORA)の基準値を設定し、個社毎に検証を実施します。」とする。だが、第141期有価証券報告書における政策保有株式の保有目的の記載からすると、実際のところは、政策保有株式の保有を通じて、融資といった事業展開を取引先企業に期待するというのが当社にとっての「保有の合理性」であると推測されるところであり、このような手法は、取引先企業からすると自社にとって最も良い条件を提示する金融機関ではなく、株主である当社との取引を優先するということであるから、取引先企業の他の株主と当社の利益相反につながるうえ、大手の損害保険会社による企業向け保険の価格調整問題で明らかになった不正行為のリスクもはらんでいると言わざるを得ない。よって、政策保有株式は、当社の掲げる「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」と

いう経営理念にそぐわないリスクを内包している。

そもそも、「上場株式にかかる保有の合理性については、当行の資本コストに基づくリスク・リターン指標(RORA)の基準値を設定」する手法は、リスク・リターンの性質が全く異なるアセット・クラスである株式や融資債権などを混同している可能性がある。政策保有株式を保有するという事業のハードル・レートは、同事業の資本コストであるべきである。一方で、日本の主要な上場企業のROEは8%以上あり、「2027年度までのROE5%以上」を目標に掲げる当社の資本コストを基準値とすることは、投資魅力のない政策保有株式を保有していることを自ら認めており、当社の少数株主軽視の姿勢を反映している。

3 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

（1）議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(取締役の報酬等)</u> <u>第 25 条 (省略)</u> <u>2. 取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。</u>

（2）提案の理由

当社の株価はPBRの1倍割れが慢性化しているが、安定株主工作及び恣意的な益出しの手段として機能する政策保有株式を多く抱えているという点で、当社にはコーポレートガバナンス上の問題が生じている。対して、取締役の個別の報酬は、取締役会が当社の直面する課題をどのように評価し、それを個別の取締役の報酬にどのように反映しているかを示しており、コーポレートガバナンスとキャピタル・アロケーションの問題の原因を明らかにする役割を果たす。

長期に及ぶPBR1倍割れや政策保有株式の肥大を放置する当社の取締役会においては、当社が抱えるコーポレートガバナンス上の問題を改善する役割を果たし、資本効率や少数株主保護の面で経営陣に責任感を持たせることが期待できない。よって、株主がより積極的に牽制を効かせることができるような環境を整えるべく、取締役報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。

当社が2024年11月に開示した「コーポレートガバナンス報告書」によれば、「当行の取締役の報酬は、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めて経営を行なうためのインセンティブとなる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、確定金額報酬、業績連動型報酬および非金銭報酬により構成する」とある。確定金額報酬は、「月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当行業績や他社水準等を総合的に勘案して決定する」とあるが、その具体的な算出方法及び配分方法が明示されていない。業績連動型報酬は、「取締役の業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした短期インセンティブとして位置付け、「親会社株主に帰属する当期純利益」（以下、「連結当期純利益」）を業績指標とし、各事業年度の連結当期純利益の額に応じて算出された額を毎年一定の時期に現金で支給する。」とあるものの、そもそも、ROEといった資本効率が指標に入っていないため、取締役のインセンティブが株主の利益(特に少数株主の利益)とどのように連動しているのかを公表資料から窺い知ることができず、また、単年度の純利益を業績指標としているため、中長期的な企業価値向上のインセンティブにはなっていない。

コーポレートガバナンス・コードは、「原則 4-2. 取締役会の役割・責務(2)」の補充原則 4-2①において、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである」と定めているが、当社の取締役の報酬制度は、株主共同の利益に資する仕組みとはなっていない可能性が高い。

そこで、株主及び株式市場が当社経営陣のパフォーマンス及び当社のコーポレートガバナンスの問題を適切に評価することができる環境を整えるため、取締役の報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。

東京証券取引所が 2023 年 1 月 30 日に公表した「論点整理を踏まえた今後の東証の対応」では、「経営陣や取締役会において、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を議論のうえ、必要に応じて改善に向けた方針や具体的な取組、その進捗状況などを開示することを要請」するとした上で、「継続的に PBR が 1 倍を割れている会社には、開示を強く要請」するとしている。当社の PBR1 倍割れは 20 年近く続いているが、PBR1 倍回復が取締役のインセンティブとなっているか否かは「(PBR)改善に向けた方針や具体的な取組」の重要な項目である。

4 剰余金の処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1 株当たり配当額

金 71 円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式 1 株当たりの剰余金配当額を控除した金額(本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金 71 円)

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき上記イの 1 株当たり配当額(配当総額は、1 株当たり配当額に 2025 年 3 月 31 日現在の当社発行済み普通株式総数(自己株式を除く。))を乗じて算出した金額)

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3 週間後の日

(2) 提案の理由

自己資本の肥大化がさらに膨らみ、PBR1 倍割れが長期化することで、株主価値が毀損し続けるリスクを勘案するならば、当社の資本効率が悪化し続ける悪循環に歯止めをかけるべく、株主還元に踏み切ることこそが、少数株主保護に資する。

2024 年 11 月の第 54 回インフォメーションミーティングの開示資料 37 頁の「PBR 向上に向けた取組み」において、「当行の低 PBR は低 ROE に起因するものと課題認識しております」「将来的には (ROE が) 資本コストを上回るさらに高い水準(7~8%)を目指していきます」とあるが、「将来」がいつであるのか具体性を欠く。そもそも、当社は純投資に振り替えることで政策保有株式の削減を見かけ上進める可能性があり、このままでは、PBR1 倍回復の可能性が見込みにくいと言わざるを得ない。日本の会計基準における PBR の計算式は、投資有価証券の価値を時価ベースで勘案するし、資本コストも投資事業の時価に対応するものである。

そこで、少なくとも 100%の配当性向が必要となり、上記(1)に記載のとおり、2025 年 3 月期の当社業績見通しの 1 株当たり当期純利益に相当する 84 円から中間配当金 13 円を差し引いた 71 円を株

主に配当するよう提案するものである。当社は国際統一基準行としても20%程度と高い自己資本比率を誇っており、100%の配当性向は当社の地域経済に対するシステミック・リスクとなる可能性は低い。当社株の直近時価総額の約150%にも達する政策保有株式を2024年3月末時点で約6386億円保有しており、財源は十分にある。

5 自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数2000万株、取得価格の総額180億2000万円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社においては、時価ベースで膨大な政策保有株式が過剰資本の大きな原因となっており、事業のリスク・リターンに比して自己資本比率が高い。こうした過剰資本を放置したままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できないため、PBRの1倍割れが恒常化する。

2024年11月の第54回インフォメーションミーティングの開示資料37頁、「PBR向上に向けた取組み」の項において、「当行の低PBRは低ROEに起因するものと課題認識しております」「将来的には(ROEが)資本コストを上回るさらに高い水準(7~8%)を目指していきます」とあるが、「将来」がいつであるのか具体性を欠き、当社は純投資に振り替えることで政策保有株式の削減を見かけ上進める可能性がある。日本の会計基準におけるPBRの計算式は、投資有価証券の価値を時価ベースで勘案し、資本コストも投資事業の時価に対応するものである。

そこで、PBR1倍回復の道筋を確かなものとするために、自社株買いが必要となる。上述のとおり、当社は時価総額の約150%にも達する政策保有株式を保有しているため、自己株式の取得原資は十分過ぎるほどある。提案した株式総数は、当社株式の過去1年の売買高の6%に相当し、流動性の観点からしても、市場が十分に吸収できる合理的な水準である。

当社は国際統一基準行としても十分に高い自己資本比率を誇っており、提案した時価総額の4%程度に相当する額の自己株式の取得が当社の地域経済に対するシステミック・リスクに発展する可能性は低く、当社の「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」という経営理念とも矛盾しない。

以 上